

富士河口湖町キャラクター「ふじびょん」の商標使用に関する規程

平成 25 年富士河口湖町告示第 3 5 号

(目的)

第 1 条 この告示は、富士河口湖町（以下「町」という。）キャラクター「ふじびょん」（以下「商標」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、商標の普及及び使用の適正化を図り、もって町の認知度を高め、地域の活性化を推進することを目的とする。

(商標)

第 2 条 商標は、別図のとおりとする。

(商標に関する権利)

第 3 条 商標に関する一切の権利は、町に属する。

(使用の申請)

第 4 条 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長に申請し承認を受けなければならない。ただし、町長が申請の必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 申請者は、富士河口湖町キャラクター「ふじびょん」の商標使用申請書（様式第 1 号）に次に掲げる資料を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、町長が認める団体が申請する場合は、資料の一部を省略することができる。

- (1) 申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 商標を使用した事業内容が分かる資料
- (3) その他、町長が必要と認める資料

(使用の承認)

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き承認するものとし、富士河口湖町キャラクター「ふじびょん」の商標使用承認書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 町の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公共の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に関すると認められるとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が商標の使用について適当でないとして認めるとき。

2 町長は、前項の承認の際必要があると認める場合は、商標の使用方法等について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 商標の使用料は、無償とする。

(協力金)

第7条 商標を使用する者（以下「使用者」という。）が営利目的の場合は、次項の協力金を町長に納めるものとする。ただし、営利目的であっても次の各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。

- (1) 教育を目的に使用するもの。
- (2) 環境保全を目的に使用するもの。
- (3) その他、町長が特に認めるもの。

2 協力金は、次のいずれかの方法により算出された金額を町長が決定する。

- (1) 商品（商標を使用した商品その他の物品をいう。以下同じ。）1種類につき年額12,000円とする。ただし、使用期間が1年に満たない場合は月割とする。
- (2) 商品1種類につき販売単価に年間販売予定数量を乗じて算出された額に100分の0.5を乗じて得た額とする。

3 商標の使用期間が複数年度に渡る場合における協力金は、年度毎に算出した金額をそれぞれの年度において使用者が町長に納めるものとする。

4 協力金は、町長が指定した期日までに一括して納めるものとする。

5 納められた協力金は、いかなる場合もこれを返還しない。

6 町長は、納められた協力金を町に存在する富士山世界文化遺産構成資産並びに周辺地域の保全、保護及び維持に活用するものとする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士河口湖町キャラクター「ふじびょん」の商標使用承認変更申請書（様式第3号）を町長に提出し承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の承認について準用する。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容にのみ使用すること。
- (2) 商標を変形し、若しくは変色し、又は商標の一部のみを使用し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 商品が分かる資料（印刷物、写真等）を速やかに町長に提出すること。

(改善の指示)

第10条 町長は、使用者が前条の規定を遵守せずに商標を使用している場合は、承認後であっても改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、商標の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項の申請内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 第5条第2項の町長が付した条件に違反したとき。
- (3) 第9条の遵守事項に違反したとき。
- (4) その他、商標を使用することが不適當であると認められるとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、商標の使用を直ちに中止するとともに、自らの負担で商品の回収その他必要な措置をとらなければならない。

3 町長は、使用承認の取消しに伴い使用者に損失が生じてもその補償の責めを負わない。

(経費等の負担)

第12条 町長は、本告示により商標の使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損害賠償等の責任)

第13条 町長は、使用者が商標の使用により、第三者に対して損害又は損失を与えた場合について一切の責任を負わない。

(問題への対処)

第14条 使用者は、商標の使用に起因する問題が生じた場合は、速やかに町長に報告するとともに、問題への対策を講じなければならない。この場合において、町長は、一切の責任を負わない。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

(別図)



様式第 1 号（第 4 条関係）

平成 年 月 日

富士河口湖町長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

富士河口湖町キャラクター「ふじぴょん」の商標使用申請書

富士河口湖町のキャラクター「ふじぴょん」の商標使用に関する規程第 4 条第 2 項の規定により、富士河口湖町キャラクター「ふじぴょん」の商標を使用したいので、次のとおり申請します。

使用内容	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用者名	
所在地	
電話番号 FAX 番号	
メールアドレス	
担当者名	
協力金の有無	有 ・ 無 有の場合 定額 12,000 /年 割合 販売単価（ 円）×年間販売予定数量 （ ）×100 分の 0.5＝ 円

【添付資料】

- （1）申請者の事業の内容が分かる資料
- （2）商標を使用した事業内容が分かる資料
- （3）その他、町長が必要と認める資料

様式第 2 号（第 5 条関係）

富士河口湖町キャラクター「ふじぴょん」の商標使用（変更）承認書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 印

年 月 日付けで申請のありました富士河口湖町キャラクター「ふじ
ぴょん」の商標使用について、下記のとおり（変更）承認します。

記

【承認内容】

- 1 使用内容
- 2 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 協 力 金
- 4 富士河口湖町キャラクター「ふじぴょん」の商標使用申請書のとおり使用する
こと。
- 5 付記事項

様式第 3 号（第 8 条関係）

平成 年 月 日

富士河口湖町長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

富士河口湖町キャラクター「ふじびょん」の商標使用承認変更申請書

富士河口湖町のキャラクター「ふじびょん」の商標使用に関する規程第 8 条第 1 項の規定により、富士河口湖町キャラクター「ふじびょん」の商標を使用を変更したいので、次のとおり承認変更申請します。

使用内容	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用者名	
所在地	
電話番号 F A X 番号	
メールアドレス	
担当者名	
協力金の有無	有 ・ 無 有の場合 定額 12,000 /年 割合 販売単価（ 円）×年間販売予定数量 （ ）×100 分の 0.5＝ 円

【添付資料】

- （1）申請者の事業の内容が分かる資料
- （2）商標を使用した事業内容が分かる資料
- （3）その他、町長が必要と認める資料